居宅介護支援事業所イーエスサウスヒルズ運営管理規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第 1 条 この規程は、指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所イーエスサウスヒルズ(以下「事業所」という)の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、また、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅において、 その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう配慮するものとする。
 - 2 利用者の心身の状況やそのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスを多様な事業者の 連携によって、総合的かつ効果的に提供するよう配慮するものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが 特定の種類、特定の事業者に不当に偏することがないよう公正、中立に行うものとす る。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束の適正化、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
 - (1) 名 称 居宅介護支援事業所イーエスサウスヒルズ
 - (2) 所在地 久米郡久米南町下弓削 647

(営業日及び営業時間)

- 第4条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。
 - (1) 営業日

月曜日から金曜日までとし、12月30日から翌年 1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分まで。

第2章 職員及び職務内容

(職員)

- 第 5 条 事業所は、介護保険法に基づく「指定居宅介護等の事業の人員及び運営に関する 基準」に示された所定の職員を下記のように配置するものとする。
 - (1) 管理者 1名
 - (2) 介護支援専門員 1名以上

(職務)

- 第6条 職員は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。
 - (1) 管理者は、施設の業務を統括し、全職員の指導監督を行う。
 - (2) 介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づく業務に当たり、基準に基づき配置する。

第3章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用

(居宅介護支援サービスの提供方法)

- 第7条 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者若しくはその家族から提示を求められたときには、これを提示するものとする。
 - 2 居宅介護支援の提供を求められたときには、利用者の被保険者証により被保険者資格 と要介護認定の有無、認定区分と要介護認定の期間を確認する。
 - 3 要介護認定の申請が行われていない場合には、被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、更新の申請は、有効期間が満了する1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。
 - 4 要介護認定を受けた方の【居宅サービス計画】の作成は、利用者若しくはその家族の 意思を尊重して、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被 保険者の承認を得て総合的、効果的なサービス提供の手続を行う。
 - 5 介護予防サービス計画の作成に係る業務委託契約を交わした地域包括支援センター から介護予防サービス計画の作成を依頼された場合も本条前項までと同様とする。
 - 6 事業所は次の各号に該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知 する。
 - (1) 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態 の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けまたは受けようとしたとき。

(居宅介護支援サービスの提供内容)

- 第8条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対して、【居宅 サービス計画】に基づきサービス提供上必要な事項について、理解しやすいように説明 を行わなければならない。
 - (1) 情報の提供

【居宅サービス計画】作成開始にあたっては、利用者及びその家族に対し、当該地区における指定居宅介護事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利

用者またはその家族がサービスの選択が可能となるように支援する。

(2) 実態の把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって、利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことが出来るように支援するために解決すべき課題を把握する。

(3) 居宅サービス計画の原案作成

ア、介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望ならびに利用者について把握した 課題に基づき、当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して提供さ れるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ【居 宅サービス計画】の原案を作成する。

イ、介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該【居宅サービス計画】 の原案内容について、担当者から専門的な見地より意見を求めるものとする。

- 2 介護支援専門員は、【居宅サービス計画】作成後においても、利用者及びその家族、 指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、【居宅サービス計画】 の実施状況の把握及び利用者の課題把握と評価を行い、必要に応じて【居宅サービス 計画】の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。
- 3 介護保険施設の紹介等
- (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になった と認める場合または、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- (2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行出来るよう、あらかじめ 【居宅サービス計画】の作成等の援助を行う。

(サービス提供の記録と連携)

- 第9条 事業所は、【居宅サービス計画】に則ってサービスを提供した場合には、その提供 日及び内容、当該指定居宅介護支援について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬 の額、その他必要な記録を行う。
 - 2 利用者が他の居宅介護事業者の利用を希望される場合、その他、利用者から申し出が あったときには、直近の居宅サービス計画及び実施状況に関する書類を交付しなけれ ばならない。

(利用料、その他の費用の額)

- 第 10 条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、 原則として利用者及びその家族からの一切の費用負担は行わない。
 - 2 前項にかかわらず、利用者が介護保険料の滞納等により、介護保険サービスが利用できない場合は、利用者は同項の基準に定める費用の全額を、翌月末日までに事業所に現金または、振込により支払うものとする。

第4章 職員の義務

(秘密の保持)

第11条 職員は業務上知り得た、利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。 2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(禁止行為)

第12条 職員は利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要を し、あるいは当該事業者及び利用者やその家族等から金品その他いかなる財産上の利益 をも収受してはならない。

第5章 その他の運営についての重要事項

(通常の事業の実施地域及び利用資格等)

- 第13条 事業所の通常の事業実施地域は次の通りとする。
 - (1) 岡山県久米郡久米南町
 - (2) 岡山県赤磐市の一部(旧吉井地区)
- 2 利用資格は、要介護認定で要介護者と認定され、利用を希望される利用者とする。 (法定代理受領サービスに係る報告)
- 第14条 事業者は、毎月市町村に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指 定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。 (内容と手続の説明及び同意、契約)
- 第15条 利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営管理規程、 重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、その同意を得た上で契約書を締結する ものとする。

(苦情解決)

- 第16条 苦情解決については、別に定める「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」 に基づき、次のとおり対応する。
- (1) 苦情受付担当者は介護支援専門員とする。
- (2) 苦情解決責任者は併設の特別養護老人ホーム イーエスサウスヒルズ施設長とする。
- (3) 第三者委員は、法人設置の委員をもってこれに充てる。
- (4) その他詳細は「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」による。

(損害賠償)

第17条 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事がで

きるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹 底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を 現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、 これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(衛生管理等)

- 第20条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に 掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第6章 雑則

1 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第21条 この規程に定める事項の他、運営に関する必要な事項は管理者が別に定める。 (改正)

第22条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人江原恵明会理事会の議決を経るものとする。

附則

- この運営規定は平成12年4月1日より施行する。
- この運営規定は平成13年4月1日より一部改正する。
- この規程は平成16年7月1日から施行する。(改正)
- (この改正より、名称を「居宅介護支援事業所 イーエスサウスヒルズ 運営規定」から「指定居宅介護支援事業所 イーエスサウスヒルズ運営管理規程」に改める。)
- この規程は平成17年10月1日から施行する。(改正)
- この規程は平成18年4月1日から施行する。(改正)
- この規程は平成19年4月1日から施行する。(改正)
- この規程は平成19年12月1日から施行する。(改正)
- この規程は平成20年8月1日から施行する。(改正)
- この規程は平成21年4月1日より施行する。(改正)
- この規程は平成21年6月1日より施行する。(改正)
- この規程は平成22年7月1日より施行する。(改正)
- この規則は令和4年4月1日より施行する。(改正)
- この規則は令和6年4月1日より施行する。(改正)